

令和元年10月18日

令和元年台風19号の災害により被災した被保険者等に対する 医療機関窓口における一部負担金等の免除について

この度の令和元年10月の台風19号の災害において、甚大な被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

川口工業健康保険組合では、当組合の災害時における一部負担金等の「取扱要領」に則り、令和元年10月台風19号の被害を受けられた加入者の皆様につきまして、医療機関の窓口の一部負担金等の免除措置を以下の通りおこないます。

1. 一部負担金等の免除

① 対象となる方

災害救助法の適用地域の住民かつ住家が全壊又は半壊した方

② 免除期間

令和元年10月12日～令和2年1月31日受診分迄

2. 申請方法

① 組合ホームページの**トピックス**【災害時における一部負担金等に関する措置について】より申請書を印刷し、添付書類(地方公共団体等による住家全壊又は半壊の証明書(罹災証明書の写))を添えて申請してください。

※ 申請書の郵送をご希望の方は組合までご連絡ください。

② すでに医療機関に支払った一部負担金等があり、還付を受ける場合は、「一部負担金等還付申請書」に領収書を添えて提出してください。

川口工業健康保険組合
TEL048-229-2353